

令和元年台風第 19 号における住宅応急修理実施要領

(令和元年 10 月 23 日決定)

(令和元年 10 月 31 日一部改正)

福島県災害対策本部

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされているが、この実施要領は、令和元年台風第 19 号における、法に基づく住宅応急修理の取扱について定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた福島県内の市町村は、以下の 55 市町村である。（令和元年 10 月 12 日適用）。

対象となる市町村

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

1 対象者

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により一部損壊（損害割合が 10 % 以上の場合に限る。以下同じ。）、半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと。

災害により一部損壊、半壊又は大規模半壊の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

- ② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること。

- ③ 応急仮設住宅等を利用しないこと

応急仮設住宅（民間借上げ住宅を含む）、公営住宅等と応急修理の制度を重複して利用することは認められない。

ただし、一時的な避難場所として応急仮設住宅、公営住宅等を利用している場合は除く。

(2) 災害のため住家が半壊又はこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申

出書」(様式第2号)を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等の個別事情を勘案し、判断する。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。(詳細は、別紙1「応急修理にかかる工事例」のとおり)

① 台風の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。

② 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。

④ 家電製品は対象外である。

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は次のとおりとする。

1世帯あたり 595,000円以内(一部損壊は、300,000円以内)

(2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所を失う場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続の流れ(別紙2「住宅応急修理事務手続フロー」のとおり)

(1) 市町村は、応急修理(全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等)について、パンフレットの作成やホームページに掲載するなどして、被災者及び住宅応急修理を行う業者(以下「指定業者」という。)に対して、周知する。

(2) 市町村は、指定業者の名簿(以下「指定業者リスト」という。)を作成する。

名簿作成にあたっては、原則として、福島県が災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定を締結している福島県建設労働組合連合会から提供された組合員名簿の業者から選定する。（名簿は別途送付）

- （３）市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、指定業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。
- （４）住宅応急修理を希望する被災者は、市町村の住宅相談窓口に住宅応急修理申込書（様式第１号）を提出し、要件の審査を受ける。
- （５）市町村は、住宅応急修理申込書を提出した被災者（以下「住宅応急修理申込者」という。）に対して、指定業者リスト及び住宅応急修理見積書（様式第３号）を交付する。
- （６）住宅応急修理申込者は、指定業者リストに掲載されている指定業者の中から住宅応急修理を行う者（以下「住宅応急修理施工者」という。）を選定し、選定した住宅応急修理施工者に対して修理を希望する箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。
- （７）住宅応急修理施工者は、住宅応急修理の対象となる修理予定箇所と費用を記載した修理見積書を２部作成し、住宅応急修理申込者に提示する。なお、修理見積書には、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。
- （８）住宅応急修理申込者は、提示された修理見積書の内容を確認し、内容に支障なければ、自署又は記名押印して、住宅応急修理施工者に返却する。住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者の自署又は記名押印がされた修理見積書を２部市町村に提出する。
- （９）市町村は、修理見積書の内容を確認の上、住宅応急修理施工者に対して修理依頼書（様式第４号）を、住宅応急修理申込者に対して応急修理決定通知書（様式第５号）を、それぞれ交付する。
- （１０）住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者と工事日程を調整した上で、住宅応急修理を実施する。
- （１１）住宅応急修理施工者は、応急修理の箇所、工事完了報告書（様式第６号）、施工中及び施工後の工事写真等を提示し、住宅応急修理申込者は、住宅応急修理の実施を確認したときは、当該工事完了報告書に自署又は記名押印する。
- （１２）住宅応急修理施工者は、住宅応急修理申込者の自署又は記名押印のある工事完了報告書（様式第６号）に写真を添付して、市町村に提出する。
- （１３）市町村は、住宅応急修理が履行されていることを確認した場合、住宅応急修理施工者に対してその旨連絡をする。
- （１４）住宅応急修理施工者は、応急修理工事代金を市町村に請求することができる。

(15) 市町村は、請求内容を確認し、応急修理工事代金を住宅応急修理施工者に支払う。

(16) 市町村は、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 住宅の応急修理記録簿
- ③ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- ④ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

この実施要領は令和元年 10 月 12 日より適用する。